イラク人道 復 興 支援 活 動 等 及び 武 力 攻 擊 事 態 等 への 対 処 に 関 す る 特 別 委 (員会)

武 力 · 攻 撃 事 予態等に お け る 特 定 2公共施 設 等 の 利 用 に 関 す る 法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第一 〇〇号)(衆 議 院 送

付)要旨

本 法 律 案 は、 武 力 攻 撃 事 態 等に お け る特 定 公共 施 設 等 の 利 用 に 関 ŕ そ の 総 合 的 な調 整 を 図り、 もっ て 対

処 措 置 等 の 的 確 か つ 迅 速 な 実 施 を 义 る た め、 指 針 の 策 定 そ の 他 の 必 要 な 事 項 を 定め ようとするも の で ぁ ij

その主な内容は次のとおりである。

武 力 攻 擊 事 態 等 に お け る 港 湾 施 設、 飛 行 場 施 設 の 利 用

武 力 攻 擊 事 態 等 対 策 本 部 長 対 策 本 部 長) ば 特 定 の 地 域 に お け る 港 湾 施 設 又は 飛 行 場

関 す る 指 針 を 定 め、 特 定 の 港 湾 施 設 又 は 飛 行 場 施 設 に 関 ŕ 特 に 必 要 が あ る ح 認 め る ح ㅎ ば、 指 針 に 某

づ き、 当 該 施 設 の 管 理 者 に 対 ŕ 特定 の 者 に 優 先 的 に 利 用させる よう要請 及 び 当 該要 請 に 基 づく所

要 ഗ 利 用 が 確 保 され な L١ 場 合等 に お L١ て は、 内 閣 総 理大臣 の 権限を 行使することができる。

二、武力攻撃事態等における道路の利用

対 策 本 部 長は、 特定 の 地 域 に お け る道 路 の 利用 に 関する指針を定めることができる。

施

設

の

利

用

に

 \equiv 武 力 攻 撃事 態 等 Ē お け る 海 域、 空 域 の 利

対 策 本 部 長 ば 特 定 の 海 域 又 は 空 域 の 利 用 に 関 する 指 針 を 定めることができる。

用

海 上 保 安 庁 長 官 は、 海 域 の 利 用 に 関 す る 指 針 に 基 至づき、 船 舶 の 航 行 の 安 全を 確保す á ため、 特 定 の 海 域

において船舶の航行を制限することができる。

域 ഗ 設 定 等 の 措 置 を 適 切 に 実 施 す る。

玉

土

交

通

大

臣

は、

空

域

の

利

用

に

関

す

る

指

針

に基づき、

航空機

の

航

行

の安全を確保す

る

ため、

飛

行

禁

区

四 武 力 攻 擊 事 態 等 に お け る 電 波 の 利 用

対 策 本 部 長 は 特 定 の 電 波 ഗ 利 用 に 関 す る 指 針 を定めることができる。 総 務 大臣 は、 指 針 に 基 ヹゔき、

特 定 の 無 線 通 信 を 優 先 し て 実 施 する ため に 必要な免許条件の 変更等を行うことができる。

五、施行期日

本 法 律 Ϊţ 公 布の 日から起算して三月を超えない 範 进 内 に お ١J て 政令で定める日か 5 施 行する。

な お、 本 · 法律 案 ★は、 衆 議 院 に お L١ て、 武 力攻 撃 事 態 等 に お け うる国 民 の保護 の の た め の 措 置 に 関 す る法律 上案の

修正に伴う所要の規定の整理を行う修正が行われた。